

震度連動型地震諸費用保険 普通保険約款

第1条（用語の説明）

この震度連動型地震諸費用保険普通保険約款（以下、普通保険約款といいます。）において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

（50音順）

	用語	説明
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（注）をいいます。 （注）告知を求めたものには、他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	始期日	保険期間の初日をいいます。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	震源・震度に関する情報	気象庁が発表する、地震の発生場所（震源）、規模（マグニチュード）ならびに震度3以上の地名および市区町村（注）毎の観測した震度に関する情報をいいます。ただし、当該情報が相当期間を経過した後も発表されない場合は、気象庁が発表する類似の情報をもって、震源・震度に関する情報とみなします。 （注）市区町村には、政令指定都市の行政区等、法の定めにより設置されるものを含みます。
	親族	6親等内の血族、配偶者（注）および3親等内の姻族をいいます。 （注）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	震度観測建物	保険証券記載の被保険者が當時居住の用に供する建物をいいます。
	震度6弱以上	震源・震度に関する情報により発表された震度が6弱、6強、7のいずれかであることをいいます（注1）。 （注1）気象庁が震源・震度に関する情報を発表することができない場合であって、震度観測建物が所在する市区町村（注2）において、震度6弱以上の震度が観測されたであろうことを当社が推定するときを含みます。 （注2）市区町村には、政令指定都市の行政区等、法の定めにより設置されるものを含みます。
た	対象震度	保険金支払の対象となる震度として保険証券に記載されている震度をいいます。
	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備は含まれません。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券に記載された保険期間をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかつたものとして取り扱うことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、震度観測建物が所在する市区町村（注1）において、対象震度の地震が観測された場合（注2）に、被保険者が損害を被ったものとみなし、その損害に対して、この普通保険約款に従い、地震諸費用保険金を支払います。
 - (2) この普通保険約款における事故とは、地震をいいます。ただし、震度観測建物が所在する市区町村（注1）において、対象震度の地震が観測された場合に限ります。
 - (3) この保険契約の保険期間開始後に、震度観測建物が所在する市区町村（注1）において、地方自治法に規定する市区町村（注1）の廃止分合に基づく分割が生じた場合は、分割が生じる前の市区町村の外周内を、震度観測建物が所在する市区町村（注1）とみなして（1）および（2）の規定を適用します。
- （注1）市区町村には、政令指定都市の行政区等、法の定めにより設置されるものを含みます。

(注2)震源・震度に関する情報により発表された震度観測建物が所在する市区町村(注1)の震度が、対象震度に合致する場合をいいます。気象庁が震源・震度に関する情報を発表することができない場合であって、震度観測建物が所在する市区町村(注1)において、対象震度の地震が観測されたであろうことを当社が推定するときを含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) その他これらに類似の事変または暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

当社は、1回の事故につき、対象震度に応じた保険証券記載の地震諸費用保険金額を、地震諸費用保険金として支払います。

第5条（2以上の地震の取り扱い）

- (1) この保険契約においては、保険証券記載の保険期間において 72 時間以内に 2 以上の対象震度の地震が発生した場合は、これらを一括して1回の地震とみなし、これらの対象震度の地震のうち、はじめの対象震度の地震が発生した時に発生したものとみなします(以下、はじめの対象震度の地震が発生した時以降 72 時間以内を「判定対象期間」といいます。)。また、この場合において、2 以上の対象震度の地震のうち、最も震度が大きいものを、当該地震の震度とみなします。
- (2) 本条(1)の規定は対象震度の地震が発生した順に適用します。

第6条（震度の見直し）

- (1) 震源・震度に関する情報により震度 6 弱以上と発表された地震は、震度の修正等にかかわらず、震度 6 弱以上の地震とします。また、震度が修正された場合は、修正後の震度が修正前の震度よりも大きいときに限り、修正後の震度を当該地震の震度とします。
- (2) 震度の修正等により新たに対象震度の地震であることが判明した地震については、その地震の発生した時が既に判明している判定対象期間内である場合に限り、第5条(2以上の地震の取り扱い)の規定を適用します。

第7条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後 4 時(注)に始まり、末日の午後 4 時に終わります。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第8条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定に基づく当社の解除権は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らないかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出、当社がその訂正を承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条（2）の規定による解除が事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条（4）の規定は、本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- （注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- ① 告知事項（注1）の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生したこと。
 - ② 保険金支払先として設定した情報を変更したこと
- (2) 当社は、本条（1）の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面により提出することを求めることができます。
- （注1）他の保険契約等に関する事実を除きます。
- （注2）告知事項（注1）のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある項目として定めたものに関する事実に限ります。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条（保険契約の無効または失効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 保険契約の締結の後、次の事実に該当する場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効します。また、その事実の発生した時以降に生じた地震に対して、既に保険金が支払われた場合は、当社は、保険契約者または被保険者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

①	被保険者が保険証券記載の震度観測建物から転居した場合。ただし、第10条（通知義務）（1）の規定により、被保険者の転居先をこの保険契約の震度観測建物とすることを当社が承認した場合を除きます。
②	被保険者が死亡したこと。ただし、被保険者が死亡した日から1年以内に、震度観測建物に居住する被保険者の法定相続人が、この保険契約の被保険者の地位を承継する旨を申し出、当社がこれを承認した場合を除きます。

第13条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契

約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条（保険契約者からの保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

（注）未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第15条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 本条（1）①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、本条（1）①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、被保険者が本条（1）の③のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（3）本条（1）または（2）の規定による解除が事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が本条（1）の③のいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、本条（3）の規定は、本条（1）の③のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

（注）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第16条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約または解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の返還等）

（1）第13条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

（2）保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第12条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の無効の場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

（3）保険契約の失効の場合は、当社は、付表に規定する保険料を返還します。

（4）下表のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表に規定する保険料を返還します。

①	第9条（告知義務）（2）
②	第15条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）（1）

（5）第14条（保険契約者からの保険契約の解約）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、当会社は、付表に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第18条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故発生後に、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う調査に協力しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の地震諸費用保険金額
②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	地震諸費用保険金額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

第20条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、震源・震度に関する情報により、事故が発生したことが判明した時（注1）に発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、本条(1)の保険金請求権発生と同時に行使されたものとみなします。ただし、当社が保険金を支払うために必要となる情報を保有していない場合には、保険金を支払うために必要となる情報を当社が入手したときに被保険者の保険金請求権が行使されたものとみなします。
- (3) 保険金の支払先は被保険者が下記から選択できるものとします。保険金支払先が下記いずれの場合であっても支払われる保険金は同額とします。
- ①被保険者が指定する保険金支払先口座
 - ②被保険者が指定する電子マネー（注2）のアカウント（注3）
- (4) 本条(3)②の規定にかかわらず、当社が指定する事業者（注4）が、そのサービスの終了、停止または何らかの問題が生じてそのサービスが提供できなくなった場合、保険金支払先は本条(3)①の規定を適用します。
- (5) 当社が保険金を支払うために必要となる情報を保有していない場合には、被保険者は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
①震度観測建物の住所を確認できる書類
②保険金支払先の情報を確認できる書類
③その他当社が第21条（保険金の支払）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者
 - ② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族
- (7) 本条(6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (8) 当社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(5)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (9) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(8)の規定に違反した場合または本条(5)、(6)もしくは(8)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(10) 保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 気象庁が震源・震度に関する情報を発表することができない場合であって、震度観測建物が所在する市区町村(注5)において、対象震度の地震が観測されたであろうことを当社が推定したときは、その推定した時とします。

(注2) 電子マネーとは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条第1項に規定する前払式支払手段のうち電磁的方法により記録される金額をいい、当社が指定する事業者(注4)が発行するものに限ります。

(注3) アカウントとは、電子マネーを利用する際に必要な個人認証情報をいいます。

(注4) 当社が指定する事業者とは、資金決済に関する法律第7条に規定する登録を受けた法人に限ります。

(注5) 市区町村には、政令指定都市の行政区等、法の定めにより設置されるものを含みます。

第21条(保険金の支払)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金が支払われない事由の有無	保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
② 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
③ 本条(1)①および②のほか、当社が支払うべき保険金の額の確定	他の保険契約等の有無および内容等

(2) 本条(1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)の①および②の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② 本条(1)の①および②の事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から③までの事項の確認のための調査	60日
④ 本条(1)①から③までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 本条(3)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(5) 本条(1)から(4)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、第20条(保険金の請求)(2)に規定する保険金請求権が行使された日をいいます。

(注2) 複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上ある場合には、それぞれの保険契約者または被保険者は連帶してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第24条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

付表 失効・当会社による解除・保険契約者による解約の場合の返還保険料

返還保険料の額	
失効した日もしくは解除された日または解約した日の保険契約の条件により算出した保険料	× $\left[1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{12} \right]$

(注) 未経過月数・既経過月数が1か月に満たない期間は1か月とします。